

9/17 早稲

文化庁 旧統一教会への 過料請求を決定

質問権、回答拒否で

宗教法人法に基づく世界平和統一家庭連合（旧統一教会）への質問権行使を巡り、文化庁は6日、教団側が100項目以上に回答していないとして過料を科すよう東京地裁に求めることが決定した。宗教法人審議会が「相当」と判断した。7日に地裁に申し立てた。

過料が決定すれば解散命令請求に向けた好材料となるが、教団側は「質問権行使

の適法性を含め徹底的に争う」としている。②核心③面

質問権は解散命令につながる法令違反などが疑われる場合に行使可能。文化庁は昨年11月に初めて行使し、今夏までに計7回報告を求めた。過料の手続きに入つたことで文化庁は質問権行使を終え、これまでに入手した証拠を精査。早ければ10月中の解散命令請求に向けた検討に入る。

宗教法人法は質問権行使に対して回答拒否や虚偽回答があれば、代表役員に10万円以下の過料を科すと定める。文化庁によると、この規定に基づく過料の申立ては初めて。この日の宗教法人審議会にはオンラインを含め14人の委員が出席し、反対意見は出ず、「相当」の意見で一致した。

文化庁はこれまでに①組織運営や財産・収支②旧統一教会の法的責任を認めた民事判決③教団本部がある韓国への送金などについて尋ねた。質問は重複を除いて500項目以上に上る。

教団は約2割に回答しな



宗教法人審議会

宗教法人法に規定された文部科学相の諮問機関で、同法が定める事項について処理したり、文科相に意見を述べたりする。委員は宗教家や学識経験者から任命され、現会長は井田良中央大学院教授。文科相が審議会の意見を聞かなければならぬものは①宗教法人の規則や規則変更の不認証を決定する場合②質問権を使用する場合③規則の認証を取り消す場合など。解散命令を請求する場合や過料を科す場合は、諮問を義務付けられていない。

かつたことになり、再質問にも回答拒否を重ねたという。文化庁は「（権限行使への）違反は軽微でない」と認定し、過料を科すべきだと判断した。